

## 答申内容事務局案

1. 第2条第1項第9号に規定する厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に要する額の改定について

（意見）

3,900円とすることが適当である。

ただし、超高齢社会に本格的に直面する2025年までに、今後の医療情勢の動向を勘案し2年毎に見直しを行い、段階的に5,000円程度まで増額することを希望する。

（理由）

市立病院の改定理由や考え方等を考慮し、上記金額が適当であると考ええる。

加えて、2025年問題を見据え、限られた医療資源の機能分化と地域医療の連携を推進し、効率的で安定した医療提供体制の構築にあたり、市立病院が取得を目指す地域医療支援病院の徴収義務額5,000円以上を基準として、適宜見直しを行うことが必要と判断するため。